

# 平成20年度の保育料をお知らせします

## 設楽町保育所徴収金基準額表

各月初日の入所児童のいる世帯の階層区分		徴収金額(月額) (単位:円)			
階層	定義	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合	2人の場合	
第1	生活保護による被保護世帯 (単給世帯を含む)	0	0	金額の 高い 方が 半額	
第2	第1階層及び第4階層から第9階層を除き前年度分の市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯	前年度市町村民税非課税世帯	5,700		3,800
第3		前年度市町村民税課税世帯	12,300		10,400
第4	第1階層を除き前年度分の所得課税世帯であって、その所得税の区分に該当する世帯	40,000円未満の世帯	18,900		17,000
第5		40,000円以上130,000円未満の世帯	25,800		24,100
第6		130,000円以上220,000円未満の世帯	28,000		26,100
第7		220,000円以上310,000円未満の世帯	35,400		30,700
第8		310,000円以上413,000円未満の世帯	38,400		33,400
第9		413,000円以上の世帯	50,400		35,800
私的契約児 国で定める保育単価					

保育料算定は、設楽町保育料徴収事務における家計の主宰者の取り扱い基準によります。

(児童の両親の所得税の合算額が算定基礎となります。)

この表は、平成19年所得が確定する7月分保育料からの適用となります。

4月分～6月分保育料は平成19年度設楽町保育料徴収基準額表を基に徴収します。

20年度改正理由 所得税定率減税廃止及び所得税が市町村民税へ税源移譲される改正に伴い、国基準額の階層区分が改正されたため。

改正内容	階層変更	19年度第4・5・6階層	第4階層	19年度第10・11階層	第7階層
		〃 第7・8階層	第5階層	〃 第12階層	第8階層
		〃 第9階層	第6階層	〃 第13階層	第9階層
定義中、各階層の所得税額の変更					

第3子児童(満18歳未満の児童が3人以上いる世帯の児童のうち、3人目以降の児童であって3歳に達していない児童)は、申請により保育料が無料になります。

(注)

児童のいる世帯が次の(1)～(3)に該当する場合で第2、第3階層に認定されたときは、下の表による徴収金額となります。

- (1) 「母子世帯等」... 母子および配偶者のない女子で現に児童を扶養している方の世帯およびこれに準ずる父子家庭の世帯
- (2) 「在宅障害者(児童)のいる世帯」... 次の～の方のいる世帯  
身体障害者手帳の交付を受けた児童  
療育手帳の交付を受けた児童  
特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金等の受給者
- (3) 生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると町長が認めた世帯

階層区分	徴収金額(月額) (単位:円)	
	3歳未満児の場合	3歳以上児の場合
第2階層	0	0
第3階層	11,700	9,800

\*お問い合わせ先 : 設楽町役場町民課 保育園担当 電話62-0511